

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	前払式取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に係る規制	
担当部局	経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 商取引監督課 電話番号：03-3501-2302 e-mail: kappanhou@meti.go.jp	
評価実施時期	平成29年8月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】前払式特定取引業者の取引の適正化を図り、消費者の利益を保護するため、前払式取引の健全な発展を目指す。</p> <p>【内容】前払式特定取引業者に対して、契約締結時の契約内容に関する消費者に対する適切な説明、消費者側の解約権の保護、事業運営の適切性の担保等を求める。併せて、事業者による契約約款交付ルールを明確化する。</p> <p>【必要性】消費者から寄せられる前払式特定取引等に関する苦情・相談件数は、高止まりで推移している。このうち、冠婚葬祭互助会に係る苦情・相談については、解約や解約料、契約書に関する事項が多い。これらの消費者トラブルを未然に防ぐため、より適切な規制が必要である。なお、同様の規制体系を採用している前払式割賦販売に関しても、法令の整合性を取る必要があるために、前払式特定取引と同様の改正を行う。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	割賦販売法施行規則 第13条、第22条、第123条、第124条
想定される代替案	代替案:ガイドラインを策定して、冠婚葬祭互助会等、前払式特定取引業者に対して、契約締結時の契約内容に関する消費者に対する適切な説明、消費者側の解約権の保護、事業運営の適切性及び財務の健全性の担保を求める。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	前払式特定取引業者(約360社)に、解約への迅速な対応、苦情・相談の適切な処理等を行うための必要な措置、契約約款の交付ルール等の整備を行う費用(社内規程の修正、従業員への研修等に係る費用)が発生する。	ガイドラインを遵守した場合には、前払式特定取引業者(約360社)に解約への迅速な対応、苦情・相談の適切な処理を行うための必要な措置の整備、契約約款の交付ルール等の整備を行う費用(社内規程の修正、従業員への研修等に係る費用)が発生する。しかし、任意の措置であることから、事業者が企業経営等の観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また取り組まない場合には、追加費用は発生しない。
(行政費用)	省令改正に伴う周知(説明会の開催、HP掲載等)の費用が発生する。	ガイドラインの作成、周知(説明会の開催、HP掲載等)の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特に発生する費用は想定できない。	特に発生する費用は想定できない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	現状、約3800件(平成27年度)の苦情・相談があるところ、前払式特定取引業者が業務運営体制の整備、契約約款の交付ルール等の整備を行うことで、解約関連、契約書関連等、消費者トラブルの大幅な減少が見込まれ、さらには消費者利益の保護につながる事が期待される。その結果、より安全・安心な取引環境が整備され、前払式取引の健全な発展が期待できる。	ガイドラインの周知により事業者の自主的な取組が行われる可能性はあるが、ガイドラインには法的拘束力はなく、事業者の自主努力に委ねられている。そのため、不適切な取引の改善に向けた取組や成果について、事業者ごとにばらつきが生じる恐れがあり、消費者トラブルの減少は限定的になりうると考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>現在、前払式特定取引業者による解約拒否・渋り行為、不当表示等が改善命令事由に明記されていない件については、通達の発出等によって消費者利益に反することのないよう業界へ要請をしているが、法的拘束力を持たない要請に留まるために、必ずしも実効性が担保されない。</p> <p>このため、今般の省令改正案により、契約締結時の契約内容に関する消費者に対する適切な説明、消費者側の解約権の保護、事業運営の適切性等を改善命令事由に追加することで、不適正な取引等の消費者トラブルの大幅な減少が見込まれる。</p> <p>一方で、事業者側には、解約への迅速な対応、苦情・相談の適切な処理等を行うための業務運営体制の整備や契約約款の交付ルール整備等に係る費用負担が発生することとなる。</p> <p>しかしながら、前払式取引の苦情・相談の大宗を占める解約・契約書関係に係る不適正な取引行為を改善命令事由に追加することによって、消費者トラブルの大幅な減少の実現が期待されることを踏まえ、本省令改正による消費者を含めた社会全体に与える便益が事業者側に費用負担(不利益)を上回ると考えられるところ。</p> <p>他方、代替案については、ガイドラインには法的拘束力はないため、全面的に事業者の自主努力に委ねられることになる。そのため、不適切な取引の改善に向けた取組や成果について、事業者ごとにばらつきが生じる恐れがあり、消費者トラブルの減少効果は限定的となりうる。その結果、前払式取引全体の健全化、発展を図ることができない恐れがあり、便益が限定的であると考えられる。また、ガイドライン策定、周知等の行政費用も発生する。</p> <p>先述のとおり、前払式取引における健全な取引環境の整備が必要であり、この実現のためには、本省令改正を講ずることが適切であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	平成29年2月より開催された産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会で、割賦販売法が規律する分野に関する課題についての方向性が検討された。同小委員会における検討結果を踏まえ、平成29年5月10日、クレジットカード取引及び前払式特定取引システムの健全な発展を図り、もって消費者の利益の向上につなげるための基本的方向性を示した報告書「産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～(平成29年5月10日)」がとりまとめられている。	
レビューを行う時期又は条件	改正割賦販売法及び本施行規則の施行後5年を経過した場合において、改正割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	特になし。	